

ごみの焼却は 禁止されています！

原則

家庭ごみなどの廃棄物を燃やすこと(野焼き)は法律で禁止されています。
煙や臭いにより近隣の方の迷惑になるため、ごみは正しい方法で処理しましょう。
また、野焼きから火災につながる恐れがあるため、やめましょう。

例外

原則として禁止されていますが、下記の場合は例外とされています。

1. 国や地方自治体が施設管理をするための焼却(例：河川敷の雑草の焼却)
2. 災害の予防、復旧のための焼却(例：火災訓練)
3. 慣習上または宗教上の行事に必要な焼却(例：しめ縄の焼却、どんど焼き)
4. 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ない焼却(例：あぜ草の焼却)
5. 日常生活を営むうえで行われる焼却で、周囲の生活環境に与える影響が軽微なもの(例：落ち葉たき、キャンプファイヤー)



◎上記のものに家庭ごみ等が含まれる場合は、法律違反になります。

※これらの例外行為であっても、野外焼却を推奨しているということではありません。
例外とされている焼却を行う際には、周辺住民に配慮し迷惑にならないようにしてください。
煙や臭いが苦情につながる場合は、直ちに消していただきます。

お願い

- ・例外とされている焼却をされる方は火災と間違われなため、事前に届出を環境防災課へ提出してください。(町が許可をするものではありません)
- ・近隣にお住いの方の迷惑にならないよう、時間帯や風向きに注意していただくとともに一度に大量に燃やさないなどの配慮をお願いします。

野焼きに関する Q&A

Q. 剪定した枝葉、刈り草をドラム缶などを使って焼却できますか？

A. ドラム缶など基準を満たさない焼却炉を使用した場合、軽微な焼却とみなされず、禁止されています。枝葉は太さ 10cm 以下、長さ 30cm 以下に切断し、可燃ごみとして出すことができます。

Q. 近所で野焼きをしているため、洗濯物が干せなくて困っている。

A. 焼却中に通報があれば、詳しい場所をお聞きし、行為者の方へ指導します。

Q. 農地の管理のためであれば野焼きは許可されていますか？

A. あくまで例外行為であり、許可ではありません。煙や臭いによって周囲の生活環境に影響がある場合は指導の対象となり、直ちに消していただきます。



お問い合わせ先

横芝光町役場 環境防災課 環境班

住所：横芝光町宮川 11902 番地

電話：0479-84-1216

FAX：0479-84-2713